

# 市・府民税 所得税

## 申告はお早めに

申告期間  
2月16日(木)～3月15日(水)  
土・日は除く

市・府民税の申告は  
区役所へ

平成18年1月1日現在、市内在りて、平成17年中の所得金額が市・府民税の基礎控除額(33万6100円)・配偶者控除額(33万6100円)・扶養控除額(33万6800円)の合計額を超える方が対象。ただし、平成17年分の所得税の確定申告をした方、平成17年中の所得が給与や年金のみで、支払先が

給与や年金のみで、支払先が

## 税務署では確定申告の相談窓口を開設します

### 還付申告相談センター

サラリーマンなどの給与所得者や公的年金等受給者の方で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などの所得税の還付申告をされる方の相談と受付を行います。

期間 2月1日(水)～28日(火) 午前9時30分～午後4時 土・日は除く

場所 きらっ都プラザ(京都産業会館)2階(四条烏丸西入南側)

年金所得者の申告相談会場  
期間 2月6日(月)～8日(水) 午前10時～午後4時

場所 下京区総合庁舎 4階

### 広域申告相談センター

次の日曜日は確定申告の相談と申告を受け付けます。

日時 2月19・26日(日) 午前9時～午後5時

場所 きらっ都プラザ(京都産業会館)2階(四条烏丸西入南側) 両日とも混雑しますのでご了承ください。

## 確定申告をする前に 乳幼児医療費を払い戻しに該当しませんか

乳幼児医療費の払い戻しに該当しませんか  
3歳以上小学校就学前までの幼児の外來は、1か月の医療費の自己負担額が8千円(医療機関が複数の場合は合計額)を超えた場合、申請により超えた額を払い戻します。

乳幼児医療費の払い戻し申請には領収証の原本が必要で、先に確定申告の医療費控除に添付されると払い戻しが出来なくなります。また、医

療費控除に乳幼児医療費の払い戻し分を含めると、修正申告が必要となる場合があります。ですので、確定申告をされるときはご注意ください。

医療費の払い戻しに必要なもの  
①領収証の原本(患者名・保険診療点数・受診日の明記されたもの) ②お子さんの名前が記載された健康保険証(原本) ③乳幼児医療費受給者証(既に交付されている方のみ) ④保護者名義の預金通帳

乳幼児医療費受給者証の交付を受ける時、小学校就学前までの乳幼児の入院と2歳以下の子の乳幼児の外來につき200円の一部負担金で医療が受けられます。交付を申請される方は、②を持って福祉介護課までお越しください。

福祉介護課福祉医療担当 (☎371・7216)

所得税が戻る場合があります(ありませぬ) 還付申告) 給与所得者や公的年金等受給者、社会保険料・生命保険料などの所得控除がある方、多額の医療費を支払った方、住宅ローンの融資を受けて住宅を取得した方などは、源泉徴収された税金が還付されることとなります。

公的年金収入のみの簡易な確定申告書や給与所得者の還付申告は、申告期間中に市民税課でも受け付けます。

市民税課市民税担当(☎371・7172) / 下京税務署個人課第1部門(☎351・9161)

## 市税の基礎知識 Q&A

### バイクを廃車するときは

Q 下京太郎さんは、所有している50ccの原付バイクを廃棄処分することにしました。区役所へはどのような手続きが必要となりますか。

A 区役所へは、バイクの廃車手続きが必要です。下京太郎さんの印鑑(認印)とバイクのナンバープレートを持って市民税課までお越しください。また、廃車の手続きは、市内の全ての区役所・支所で受け付けています。

なお、バイクを4月1日現在で所有されている場合は、年度の途中で廃車されても当該年度の軽自動車税が課税されます。

市民税課管理担当(☎371・7171)



## けすぞう君の防災 Q&A



こんにちは、けすぞう君です。今回は、文化財の防火についてお話をします。

下京区には、世界文化遺産に登録されている「西本願寺」をはじめ、数多くの文化財があります。

文化財は、先人から引き継いだかけがえない財産です。これらの貴重な文化財が今日まで保存されてきたのは、関係する人々や地域のたゆみない努力があったからです。しかし、過去に多くの社寺などの文化財が失われてきました。その最大の原因は「火災」です。いったん焼失した文化財は復元できても、文化財としての価値は失われてしまいます。

これからも文化財を火災から守っていくには、地域の皆さんのますますの協力が必要です。



## みんなで文化財を火災から守ろう

～あなたの協力が文化財を守る～

Q 文化財を火災から守るために、どのような取組をしていますか。

A 消防局では、文化財関係者と地域の皆さんや事業所とが互いに協力して、地域ぐるみで文化財を火災から守ろうという「文化財レスキュー体制」づくりを進めています。

Q どのようなことを行うのですか

A 大きく分けて2つあります。①文化財の火災は、放火による火災が発生件数の約半数を占めています。そのため、放火を防ぐ環境をつくるための話し合いや巡回などを行います。

②万一火災が発生したときは、消防隊が到着するまでの間に、通報、初期消火、文化財の搬出、避難誘導などを協力して行います。

日ごろから地域で開催される消防訓練に参加し、いざというときのために、消火や搬出などの訓練をしておきましょう。



## 文化財防火運動

1月23日～29日

世界に誇る京都の文化財を後世に継承するため、文化財の関係者、地域の皆さん、消防署などが協力し、みんなで文化財を火災から守りましょう。

## 力串による 食中毒とその予防

冬の味覚である力串は栄養価が高く、食べ方もいろいろと楽しめます。その反面、力串を原因とするノロウイルスの食中毒が毎年各地で発生しています。ノロウイルスは力串の内臓に蓄積され、表面を洗っただけでは除去できません。また、感染した人の嘔吐物や便なども多く存在します。

### ノロウイルスによる食中毒 について

- ①ノロウイルスに汚染された食材(生ガキなど)を食べる
- ②感染した人の嘔吐物や便などを介して
- ③調理台などは塩素系漂白剤で拭き、まな板・包丁・ふきんなどは加熱消毒(85度以上の熱湯で1分以上)しましょう
- ④衛生課食品衛生担当 (☎371・7299)

このような症状が吐き気・嘔吐・下痢・腹痛・発熱や頭痛など風邪に似た症状予防するには

- ①力串は出来るだけ加熱調理(中心温度85度以上で1分以上)しましょう
- ②調理前・食事前・トイレの後には、しっかりと手を洗いましょう
- ③調理台などは塩素系漂白剤で拭き、まな板・包丁・ふきんなどは加熱消毒(85度以上の熱湯で1分以上)しましょう